

発生届の対象になった方の療養の流れ

【赤穂健康福祉事務所4.9.26~】

発症

検査・陽性判明・診断

保健所からの療養案内

療養～療養終了



受診

医療機関



検査・診断

陽性の届出
(発生届)

注意！！

発生届の対象外の方は検査で陽性が判明しても医療機関から保健所への発生届はありません



健康福祉事務所
(保健所)

連絡先が固定電話以外のすべての方にSMSで連絡

SMSの案内に従ってWEBフォームへ入力をお願いします。

- ❖ WEBフォームへの入力内容は以下のとおりです
- ①現在の症状や体調
- ②基礎疾患等重症化リスクの有無
- ③パルスオキシメーター配布希望の有無
- ④健康観察アプリを使った看護協会からの健康観察の希望の有無
- ⑤濃厚接触者の有無
- ⑥ワクチン接種の有無
- ⑦発症前後の行動履歴や症状の経過

入力内容を確認し、軽症以外で健康観察が必要な方には保健所から電話連絡します。軽症の方は原則自宅療養をしていただくことし、電話連絡はしません。

宿泊療養を希望する場合

- ❖ 医師から、宿泊療養を勧められた方や、同居者への感染防止のため宿泊療養を希望される場合、療養施設が決まるまでは自宅療養を継続いただきます
- ❖ 療養施設への移送は民間救急または健康福祉事務所が行います
- ❖ 宿泊療養の費用はかかりません

自宅療養

療養～療養終了
をご覧ください

このような方に健康観察のお電話をします

●重症度の高い方



❖療養期間中、健康福祉事務所や兵庫県看護協会から健康観察のためのお電話をします。必要に応じて外来受診や、入院等のご相談をさせていただきます。

軽症の方の健康観察はご自身で

❖ご自身の管理で自宅療養を続けていただきます。

❖体調悪化しご不安な時は、まず、かかりつけ医か診断された医療機関へ連絡してください。
❖看護師等による自宅療養についてのご相談は『自宅療養者相談支援センター』(24時間対応)までお願いします。

❖保健所から療養終了の案内はしません

❖療養終了は施設からの指示に従ってください。
❖保健所からの案内はしません